

広報 春日井

2009
No.1431
平成21年

11/
15

情報最前線

市民意見(パブリックコメント)を募集します、男女共同参画に関する絵手紙の入賞作品が決定!

- | | | | |
|---|---------------------|----|----------|
| 2 | 春日井まつりプレイバック | 8 | 情報最前線 |
| 4 | ごみ減量の基本は「ごみを出さないこと」 | 9 | 各種お知らせ |
| 5 | あなたは「DV」を知っていますか? | 18 | まちの伝言板など |
| 6 | 給与所得者の年末調整について | 19 | 緊急医など |



10月17日(土)と18日(日)の2日間、「高めよう、伝えよう、文化の薫り」をテーマに春日井まつりを開催しました。筆パフォーマンス大会「Kasugai ザ 道風」や地域の伝統や自慢などをパフォーマンスで紹介する「春日井めぐり」といった新企画をはじめとした各イベントは、約20万3800人もの人出でにぎわいました。次のページからは、祭りを写真で振り返ります。

春日井まつり



子ども将棋大会優勝者と室田伊緒女流初段の対局



オープニング：「がんばるを宣言」で気合いを入れます



クルメストリートのおいしそらなにおいて多くの人が



サポテンビルで乾杯！試飲会は好評でした



筆を題材にしたパフォーマンスは独創的なアイデアがいっぱいでした



春代、目丸、井之介の着ぐるみも初登場



多くのボランティアがまつりを支えました



宵まつり：ライトに浮かび上がる書のパフォーマンスと太鼓の演奏に酔いしれました

ゴシイパツク



棒の手披露：見事な連続ジャンプに拍手



春日井めぐり：味美炭めり祭はみんな真っ黒に



ドラムライン：風雲児風組、迫力の演奏



道風くんはどこでも人気でした



道風平安朝行列：小野道風と小野小町



500人以上が参加した「どっこいせ」でパレードを締めくくりました

ごみ減量の基本は

「ごみを出さないこと」

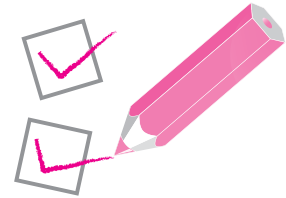
家庭から出るごみは、平成19年2月から指定ごみ袋の導入により年間約7%減少し、その後は横ばいの状態が続いています。身近なところでごみを出さない努力を続けることが、ごみ減量の第1歩です。年末年始にはいろいろと買い物をする機会が増え、ごみの排出量も増えることが予想されます。その前にもう一度普段の生活を振り返り、次の表をチェックしてみましょう。



あなたの生活をチェック!!

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 食材は買すぎないようにしている | <input type="checkbox"/> 食材は無駄なく調理し、食べ残さない |
| <input type="checkbox"/> 詰め替えできる商品を買っている | <input type="checkbox"/> 生ごみはしっかり水分を切っている |
| <input type="checkbox"/> マイバッグを利用し、レジ袋はもらわない | <input type="checkbox"/> ティッシュをふきん代わりに使っていない |
| <input type="checkbox"/> 余計なチラシや割引券などは断っている | <input type="checkbox"/> 余分なものは買わない |
| <input type="checkbox"/> 冷蔵庫の整理を定期的に行っている | <input type="checkbox"/> 過剰な包装は断っている |

- チェックが **8個以上** → ごみ減量が十分実践できています！
この調子で頑張りましょう。
- 4~7個** → まだまだごみは減らすことができます。
もうひと工夫を期待します。
- 3個以下** → ごみ箱は山盛りではありませんか？
まず、ごみを出さないように心掛けましょう。



レジ袋の削減はどうなってる？

4月1日から行っているレジ袋の有料化は市内に浸透してきており、参加店舗が徐々に増え、23事業者77店舗(10月1日現在)になりました。レジ袋削減率は次のとおりです。

$$\text{レジ袋削減率} = \frac{\text{レジ通過人数} - \text{レジ袋購入人数}}{\text{レジ通過人数}} \times 100$$

4月1日～9月30日の削減率平均… **91.0%**

(参考：4月の削減率平均…88.9%)

守っていますか？ マイバッグマナー

- 買い物には、店の備え付けのかごを利用し、レジまで持って行きましょう
- マイバッグはレジ袋の代わりです。レジを通るとき、またはレジを通過してからマイバッグを使いましょう
- 店の備え付けのかごは、必ず店に返しましょう

10人のうち9人はレジ袋をもらわず、マイバッグなどの利用を心掛けています。ごみ減量のため、引き続き協力してください。

市ではマイバッグ利用のさらなる拡大を目指して、事業者へ呼び掛けを行うとともに、定期的にレジ袋削減率を調査、公表していきます。

問い合わせ ▶ ごみ減量推進課(☎85-6222)

あなたは「DV」を知っていますか？



女性に対する暴力
根絶のためのシン
ボルマーク

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)人からの暴力のことで、殴る、けるなどの身体的な暴力だけでなく、さまざまな形態の暴力を使って、加害者は被害者をコントロールしようとします。しかし、どんなに親しい間柄でも暴力は決して許されるものではありません。市では、DV対策基本計画を策定し、DVの防止や被害者支援に取り組んでいます。

デートDVセミナー

DVは大人だけではなく、若い世代でも起こっており、これを「デートDV」と言います。高校生・大学生など若い世代のDVに対する理解を深めるため、デートDVセミナーを開催しています。



7月2日(木)に春日井西高校でセミナーを開催しました

医療関係者などを対象としたセミナー

DVは外部からの発見が困難であり、被害者の早期支援につなげていくためには、被害者を発見しやすい医療機関の役割が重要なことから、医療関係者への研修を実施しています。

5月21日(木)に将来医療現場で働く公立春日井小牧看護専門学校を対象にセミナーを開催しました



職員・教育・保育関係者などに対する研修

DV被害者支援に際しては、それぞれの窓口で対応する職員一人一人がDVの特性を十分理解したうえで、被害者のおかれた立場に配慮することが必要なため、DV理解に向けて研修を実施しています。また、被害者やその子どもに対して適切な対応ができるよう、教育、保育関係者に対し、DVの特性や配慮すべきことについての研修を実施しています。



DV相談啓発カード



皆さんは、このカードを見たことがありますか？このカードには、DVの説明をはじめ、暴力がもたらす影響、暴力の種類、相談先が書かれています。市役所や公共施設の女性トイレなどに設置しています。

DVで悩んでいる人は、ぜひ相談してください

●男女共同参画課DV相談(☎85-6296)
相談時間▶午前9時～正午、午後1時～4時
(土・日曜日、祝休日、年末年始は休み)

●オンラインDVほっと相談
ホームページ <http://www.soudan-kasugai.jp/>

●県女性相談センター・女性悩みごと電話相談
(☎052-913-3300)
相談時間▶午前9時～午後9時(土・日曜日、祝休日、年末年始は休み)
●春日井警察署(☎56-0110)

問い合わせ▶男女共同参画課(☎85-6152)

給与所得者の年末調整について

給与所得者の所得税は、源泉徴収によりあらかじめ毎月の給与やボーナスから差し引いて徴収されています。年末調整とは、その年の最後の給与などで所得税の過不足を精算する手続きをいいます。

年末調整をすることで 控除が受けられます

下表の控除申告書などを勤務先に提出すれば、配偶者控除や生命保険料控除などの控除が受けられます。

年末調整は、確定申告に代わる手続きで、多くの給与所得者は、年末調整をすることで1年間の所得税の納税が完了し、確定申告をする必要がなくなります。

確定申告を しなければならない人

給与所得者でも、次のような人は確定申告をしなければなりません。

- 給与の年収が200万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- 給与を2か所以上から受けていて一定の要件に該当する人 など



年末調整に必要な給与所得者の控除申告書

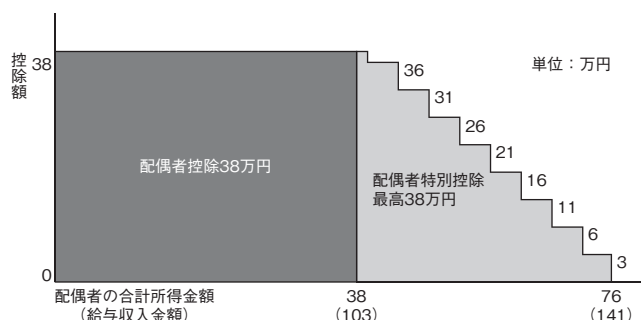
種類	内容
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	控除の対象になる配偶者や扶養親族の結婚や出産、就職などで、今年当初に提出した内容に異動があった場合に提出し直します。控除の対象になる配偶者や扶養親族は、今年中の合計所得金額が38万円以下の人です。また、障がい者や寡婦、寡夫、勤労学生の各控除について、異動・訂正などがある場合も、申告書を勤務先へ提出し直してください。 ※合計所得金額が38万円以下とは、○給与所得だけの場合…給与の収入金額が103万円以下○公的年金等(雑所得)だけの場合…65歳未満の人は108万円以下、65歳以上の人は158万円以下
給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	保険料控除申告書 …今年中に支払った生命保険料や地震保険料(旧長期損害保険料)、社会保険料、小規模企業共済等掛金を記入して、勤務先へ提出します。 配偶者特別控除申告書 …給与所得者の今年中の合計所得見積額が1000万円(給与所得だけの場合は収入金額が約1231万円)以下で、配偶者の今年中の合計所得見積額が38万円を超え、76万円(給与所得だけの場合は収入金額が141万円)未満の場合に提出します。
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	最初の年分は確定申告で控除を受けますが、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。年末調整で控除を受けるためには、この申告書に住所地の所轄税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を添付して、勤務先へ提出してください。

※医療費控除や寄附金控除、雑損控除、初年度の住宅借入金等特別控除については、確定申告で控除を受けることになります

配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者控除…給与所得者本人の配偶者の合計所得が38万円以下(配偶者の収入が給与収入だけの場合は103万円以下)であれば受けることができます。

配偶者特別控除…配偶者のパート収入が103万円を超えていても141万円未満であれば、受けることができます。 ※給与所得者本人の合計所得金額が1000万円(給与収入で約1231万円)を超える人は対象外



※配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません

障がい者控除

給与所得者本人や配偶者・扶養控除の対象となる親族が障がい者であるときは、障がい者控除(27万円、特別障がい者は40万円)を受けることができます。

また、介護保険制度に基づく要介護認定(要介護1～5)を受けている65歳以上の人は、障がい者手帳の交付を受けていなくても、税法上の障がい者控除の適用を受けられる場合があります。控除を受ける人は、介護保険課で障がい者控除対象者認定書の交付を受けて、年末調整の手続きをしてください。

国民年金保険料を 社会保険料控除として申告する人

納付した国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付(納付見込みを含む)した保険料額を証明する書類の添付が必要です。このため、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、社会保険庁から11月初旬に送付されます。証明される内容は、1月から9月30日までに納付された保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に本年初めて保険料を納付する人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。年末調整か確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書か領収書を添付してください。

住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

平成11年1月1日から18年12月31日までに入居した人で、所得税額から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある人は、翌年度分の住民税額から控除することができます。この制度の適用を受けるためには、市または税務署へ「住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要でしたが、**平成22年度からは、この申告書の提出は不要になります。**年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人は、勤務先から市役所へ提出される給与支払報告書によって、住民税の住宅ローン控除が計算され、適用を受けられます。

また、平成21年1月1日から25年12月31日までに入居した人も、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人で所得税から控除しきれなかった控除額がある場合は、翌年度の住民税から控除する制度が創設されました。この制度の適用を受けるための市への申告は不要ですが、所得税の確定申告か年末調整(初年度については確定申告)が必要になります。



パート収入と税

課税される所得金額は、パートの年収から給与所得控除額(最低65万円)や基礎控除額(所得税38万円、住民税では33万円)などの所得控除額を差し引いた残額になります。

控除額が基礎控除額だけの場合、パート収入にかかる税金と配偶者(特別)控除の関係は次のようになります。

パートの年収	パート収入に			配偶者控除を	配偶者特別控除を
	所得税が	住民税(所得割)が	住民税(均等割)が		
97万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超 100万円以下					
100万円超 103万円以下	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満					受けられない
141万円以上					受けられない

問い合わせ▶所得税…小牧税務署(☎72-2111)、住民税(市・県民税)…市民税課(☎85-6093)、障がい者控除対象者認定書…介護保険課(☎85-6199)、国民年金保険料控除証明書…専用ダイヤル(☎0570-070-117)